

すまい給付金のお知らせ

すまい給付金は、消費増税による負担を緩和する観点から、**増税後に住宅を取得した方**に対し、**最大30万円を現金給付する国の公的な制度**です。住宅事業者の皆様におかれましては、再度内容をご確認いただき、既に引渡し済の住宅の取得者を含め、**制度の周知にご協力をお願いします**。

給付の内容と条件

- 給付額は、**収入・持ち分**に応じて決まります。

税率8%時	収入額の目安	給付基礎額
	425万円以下	30万円
	425万円超475万円以下	20万円
	475万円超510万円以下	10万円

<例>

$$\text{給付基礎額} \times \text{持分割合} = \text{給付額}$$

$$\text{夫 (年収450万円)} \quad 20\text{万円} \times \frac{3}{4} = 15\text{万円}$$

$$\text{妻 (収入なし)} \quad 30\text{万円} \times \frac{1}{4} = 7.5\text{万円}$$

- 以下の要件をすべて満たす場合、給付が受けられます。

- ✓ 消費税率8%または10%を負担して住宅を取得したこと
- ✓ 年収が510万円(消費税率8%時)以下(目安)であること
- ✓ 住宅を取得した方が自ら居住すること
- ✓ 床面積が50㎡以上であること
- ✓ 住宅瑕疵担保責任保険等による検査を受けていること

現金取得者の場合(追加要件)

- ✓ 年齢が50歳以上であること
- ✓ フラット35Sに相当する性能を満たすこと

* 断熱性能等級4以上 or 耐震等級2以上 など

* 新築の場合のみ

※ 要件の詳細・ご不明な点は下記のお問い合わせ窓口までご確認ください。

★申請期限が延長されました！

従来、引渡しから1年以内としていた申請期限を、当面の間、**1年3か月**に延長しました。

- ✓ 確定申告時期にあわせて申請・問合せが増加していることから、当面、**3か月延長**しました。
(今後の実施状況を踏まえ、本延長措置は終了することがありますのでご注意ください。)
- ✓ 給付を受けるには、**確定申告とは別に**、所定の申請手続きが必要です。

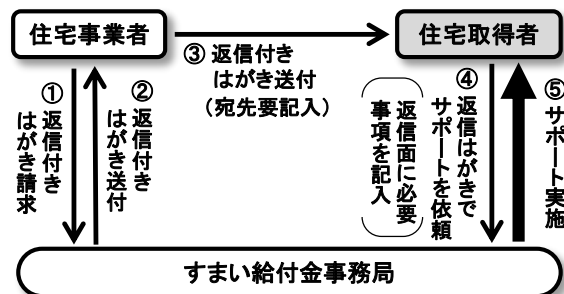
※ 申請方法の詳細は下記のお問い合わせ窓口までご確認ください。

★申請サポートをご案内ください！

住宅取得者に対し、**すまい給付金事務局から直接、申請サポート**を行う制度です。

- ✓ 申請サポートを希望する住宅取得者に対し、**すまい給付金 申請サポート依頼はがき**(以下、「返信付きはがき」)をお渡しください。
- ✓ 返信付きはがきは下記お問い合わせ窓口にご請求できます。
(今後発行される保険証券には同封されます。)
- ✓ 住宅取得者からの依頼に基づき、**すまい給付金事務局が直接、以下のサポートを行います**。
 - ・ 申請書類郵送サポート(「申請書」及び「記入の仕方」を郵送)
 - ・ 電話サポート(すまい給付金事務局よりお電話で申請方法等をご案内)

【すまい給付金申請サポート フロー】



ホームページ

<http://sumai-kyufu.jp>

要件や申請方法の確認・申請窓口の検索・申請書類のダウンロードなどができます。

お問い合わせ窓口
(はがき請求先)

ナビダイヤル **0570-064-186**
一部のIP電話からは **045-330-1904**

要件や申請方法の説明・個別のご相談・申請窓口のご案内などを受けられます。

サポートセンター

各都道府県に開設 (上記ホームページで検索できます)

対面で制度説明や申請書の記入方法のサポートなどを受けられます。